

第2章 処務

○福島地方水道用水供給企業団企業長の 職務代理者の指定に関する規則

〔昭和 60 年 10 月 26 日
規 則 第 1 号〕

改正 平成元年 3 月 24 日規則第 1 号
平成 19 年 3 月 30 日規則第 1 号

平成 10 年 3 月 11 日規則第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 3 項の規定に基づき、福島地方水道用水供給企業団企業長の職務を代理する職員を定めるものとする。

(職務代理者)

第2条 前条の職員は、事務局長の職にある者とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年 3 月 24 日規則第 1 号)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 11 日規則第 1 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日規則第 1 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。